

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-2	第1節 一般事項 1-1-2 用語の定義	本文中、 28 中間検査とは、検査員が契約書第33条、第39条、第40条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 29 省略 30~42 愛知県標準仕様書に準拠 43 JWWA規格とは、日本水道協会規格をいう。	本文中、 ※28 <u>愛知県標準仕様書に準拠</u> 29 省略 30~43 愛知県標準仕様書に準拠 44 JWWA規格とは、日本水道協会規格をいう。	水道管工事標準仕様書の簡素化 項数調整による
1-2	1-1-4 <u>契約金額</u> 内訳書	本文中、 1 積算内訳書 請負者は全ての建設工事について、入札執行時に積算内訳書を提出しなければならない。 2 積算内訳書の記載内容 積算内訳書の記載内容は、本工事内訳書と同程度の内容とする。 [出店：設計図書電子媒体化]	本文中、 1 <u>契約金額</u> 内訳書 請負者は、 <u>契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。</u> 2 積算内訳書の記載内容 積算内訳書の記載内容は、本工事内訳書と同程度の内容とする。 [出店：設計図書電子媒体化]	工事請負契約約款の改正に準拠 (契約者の健康保険等に係る法定福利費の明示と発注者への提出)
1-3	1-1-6 施工計画書	本文中、 1 省略 2 施工計画書の記載事項 請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が3,500万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。	本文中、 1 省略 2 施工計画書の記載事項 請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が <u>4,000</u> 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。	建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため
1-3	1-1-7 コリنز登録	本文中、 1 コリنز (CORINS)への登録 2 完成時の登録 3 発注機関名は、「豊田市上下水道局」とすること。 ※1~2 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 1 コリنز (CORINS)への登録 2 完成時の登録 3 発注機関名は、「 <u>愛知県</u> 豊田市上下水道局」とすること。 ※1~2 愛知県標準仕様書に準拠	コリنز登録時の実情に合わせた変更

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため						
第1章 共通										
1-4	1-1-11 工事の下請負	本文中、 1 一般事項 (省略) 2 工事下請届 請負者は、建設工事を下請負に付する場合には、一次下請負者のみを記載した工事下請負届を、必ず当該工事に着手する前に発注者に監督員を通じて提出すること。 なお、警備業務及び各種試験業務等(積上げ積算計上分のみ)の一次下請負についても提出のこと。 下請負届には下請負の金額及び累積額を記入すること。 また、舗装切断、区画線等のわずかな工種でも提出し、工事内容の追加を指示された場合の提出忘れにも注意すること。さらに、下請負者には書面で示された施工範囲以外の施工をさせないこと。	本文中、 1 一般事項 (省略) 2 工事下請届 <u>契約書第7条に規定するほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u>	工事請負契約約款の改正に準拠						
1-9	1-1-21 建設副産物	本文中、 6 建設リサイクル法通知済ステッカーの貼付 7 間伐材の使用 8 舗装切断時の排水処理 9 産業廃棄物税 ※1-3 愛知県標準仕様書に準拠、6~9 愛知県標準仕様書7~10に準拠	本文中、 6 建設リサイクル法通知済ステッカーの貼付 <u>7 再生資源利用(促進)計画書の掲示</u> 8 間伐材の使用 9 舗装切断時の排水処理 10 産業廃棄物税 ※1-3 愛知県標準仕様書に準拠、6~ <u>10</u> 愛知県標準仕様書7~ <u>11</u> に準拠	愛知県標準仕様書改訂に準拠						
1-11	1-1-29 施工管理	本文中、 8 記録及び関係書類 (省略) <u>9 新設</u> <u>10 新設</u> ※1~7 愛知県標準仕様書に準拠	本文中、 8 記録及び関係書類 (省略) <u>9 工事情報共有化</u> <u>10 不具合等発生時の措置</u> ※1~ <u>7,9,10</u> 愛知県標準仕様書に準拠	愛知県標準仕様書改訂に準拠						
1-24	1-1-46 提出書類	表中、 ☆契約時 建設リサイクル法まで省略 <table border="1" data-bbox="658 1186 1415 1302"> <tr> <td>現場代理人、主任(監理)技術者届</td> <td>契約後5日以内</td> <td>総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負4,000万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)</td> </tr> </table>	現場代理人、主任(監理)技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負4,000万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)	表中、 ☆契約時 建設リサイクル法まで省略 <table border="1" data-bbox="1501 1186 2288 1302"> <tr> <td>現場代理人、主任(監理)技術者届</td> <td>契約後5日以内</td> <td>総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負<u>4,500</u>万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)</td> </tr> </table>	現場代理人、主任(監理)技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負 <u>4,500</u> 万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)	建設業法施行令において、監理技術者の配置について下請負代金に変更されたため
現場代理人、主任(監理)技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負4,000万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)								
現場代理人、主任(監理)技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出 (監理技術者は下請負 <u>4,500</u> 万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事)								
1-25	1-1-46 提出書類	表中、 ☆着手時 コリنز(受注登録時)まで省略 <table border="1" data-bbox="658 1516 1445 1696"> <tr> <td>再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書</td> <td>現場着手前までに</td> <td>土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。</td> </tr> </table>	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	現場着手前までに	土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。	表中、 ☆着手時 コリنز(受注登録時)まで省略 <table border="1" data-bbox="1501 1516 2288 1696"> <tr> <td>再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書、 <u>再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表(500㎡以上搬出の場合)</u></td> <td>現場着手前までに</td> <td>土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。</td> </tr> </table>	再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書、 <u>再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表(500㎡以上搬出の場合)</u>	現場着手前までに	土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。	愛知県建設局の「建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領」の策定による
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	現場着手前までに	土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。								
再生資源利用計画書、 再生資源利用促進計画書、 <u>再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果表(500㎡以上搬出の場合)</u>	現場着手前までに	土木工事等(配水管布設工事等)で契約金額100万円以上 建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成し、監督員の確認を受ける。 監督員の確認もシステムで実施。 ※ 施工計画書には紙で添付。								

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																														
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																														
第1章 共通																																		
1-26	1-1-46 提出書類	<p>表中、 ☆着手時 承認図まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止</td> <td>“</td> <td>事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。</td> </tr> </table>	工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止	“	事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。	<p>表中、 ☆着手時 承認図まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止 ※令和5年4月1日以降契約案件から不要</td> <td>“</td> <td>事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。</td> </tr> </table>	工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止 ※令和5年4月1日以降契約案件から不要	“	事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。	工事請負契約約款の改正に準拠																								
工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止	“	事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。																																
工事下請負届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止 ※令和5年4月1日以降契約案件から不要	“	事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請け業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。																																
1-27	1-1-46 提出書類	<p>表中、 ☆中間 承諾書（指定部分）まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>履行報告 (実施工程表(実績))</td> <td>毎月5日まで</td> <td>各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。</td> </tr> <tr> <td>段階確認・施工状況把握報告書</td> <td>随時</td> <td>実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。</td> </tr> <tr> <td>施工体制台帳(変更・追加)</td> <td>随時 (現場着手前に)</td> <td>変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照</td> </tr> <tr> <td>コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)</td> <td>登録前 (メール送信)</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)</td> </tr> <tr> <td>登録内容確認書</td> <td>監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td>・請負代金額が 3500万円未満から3500万円以上、 3500万円以上から3500万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録</td> </tr> </table>	履行報告 (実施工程表(実績))	毎月5日まで	各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。	段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。	施工体制台帳(変更・追加)	随時 (現場着手前に)	変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照	コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)	登録前 (メール送信)	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)	登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	・請負代金額が 3500万円未満から3500万円以上、 3500万円以上から3500万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録	<p>表中、 ☆中間 承諾書（指定部分）まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>履行報告 (実施工程表(実績))</td> <td>毎月5日まで</td> <td>工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。</td> </tr> <tr> <td>段階確認・施工状況把握報告書</td> <td>随時</td> <td>実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。</td> </tr> <tr> <td>施工体制台帳(変更・追加)</td> <td>随時 (現場着手前に)</td> <td>変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照</td> </tr> <tr> <td>コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)</td> <td>登録前 (メール送信)</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)</td> </tr> <tr> <td>登録内容確認書</td> <td>監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td>・請負代金額が 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録</td> </tr> </table>	履行報告 (実施工程表(実績))	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。	段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。	施工体制台帳(変更・追加)	随時 (現場着手前に)	変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照	コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)	登録前 (メール送信)	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)	登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	・請負代金額が 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録	<p>履行報告の提出開始について明記</p> <p>建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため</p>
履行報告 (実施工程表(実績))	毎月5日まで	各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。																																
段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。																																
施工体制台帳(変更・追加)	随時 (現場着手前に)	変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照																																
コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)	登録前 (メール送信)	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)																																
登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	・請負代金額が 3500万円未満から3500万円以上、 3500万円以上から3500万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録																																
履行報告 (実施工程表(実績))	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート(工事用)」により受注者間で合意した場合の提出を可とする。																																
段階確認・施工状況把握報告書	随時	実施する日の前日までに監督員に提出し、確認(臨場・机上)を受ける。																																
施工体制台帳(変更・追加)	随時 (現場着手前に)	変更及び追加部分のみ写しを提出。 (添付書類は提示) 作成要領は、第9章第3節を参照																																
コリンズ(変更時登録) 登録内容確認のためのお願い (打合せ簿不要)	登録前 (メール送信)	登録前の確認手続きは、受注時登録に同じ ・工期、現場代理人又は主任(監理)技術者、監理技術者補佐の変更があった場合。(現場必携P2-16)																																
登録内容確認書	監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	・請負代金額が 4000万円未満から4000万円以上、 4000万円以上から4000万円未満、 500万円以上から500万円未満になった場合。 500万円未満から500万円以上になった場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き10日以内に変更時登録																																

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																								
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																								
第1章 共通																												
1-28	1-1-46 提出書類	<p>表中、</p> <p>☆完成時 工事完成届 省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事記録</td> <td>〃</td> <td>記載事項は 9-4-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照</td> </tr> <tr> <td>実施工程表（実績）</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事写真</td> <td>〃</td> <td>当初設計金額 500 万円以上の工事は電子媒体、500 万円未満の工事でも監督員との協議により電子媒体で提出可。</td> </tr> </table> <p>工事打合簿一覧表～建設廃棄物マニフェスト A・E 票まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書</td> <td>工事の完成時</td> <td>請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合</td> </tr> </table>	工事記録	〃	記載事項は 9-4-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照	実施工程表（実績）	〃		工事写真	〃	当初設計金額 500 万円以上の工事は電子媒体、500 万円未満の工事でも監督員との協議により電子媒体で提出可。	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	工事の完成時	請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合	<p>表中、</p> <p>☆完成時 工事完成届 省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事記録</td> <td>〃</td> <td>記載事項は 9-5-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照</td> </tr> <tr> <td>実施工程表（実績）</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事写真</td> <td>〃</td> <td>原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。</td> </tr> </table> <p>工事打合簿一覧表～建設廃棄物マニフェスト A・E 票まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>再生資源利用実施書、 再生資源利用促進実施書、 土砂受領書(500ml以上の搬出入の場合)</td> <td>工事の完成時</td> <td>請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合</td> </tr> </table>	工事記録	〃	記載事項は 9-5-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照	実施工程表（実績）	〃		工事写真	〃	原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。	再生資源利用実施書、 再生資源利用促進実施書、 土砂受領書(500ml以上の搬出入の場合)	工事の完成時	請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合	<p>愛知県標準仕様書改訂に準拠</p> <p>紙媒体成果品削減推進のため</p> <p>愛知県建設局の「建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領」の策定による</p>
工事記録	〃	記載事項は 9-4-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照																										
実施工程表（実績）	〃																											
工事写真	〃	当初設計金額 500 万円以上の工事は電子媒体、500 万円未満の工事でも監督員との協議により電子媒体で提出可。																										
再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	工事の完成時	請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合																										
工事記録	〃	記載事項は 9-5-3 作成要領及び第 10 章様式、資料の記載例参照																										
実施工程表（実績）	〃																											
工事写真	〃	原則すべての工事を電子媒体とし、紙媒体での提出は認めない。																										
再生資源利用実施書、 再生資源利用促進実施書、 土砂受領書(500ml以上の搬出入の場合)	工事の完成時	請負金額 100 万円以上が対象 建設副産物情報交換システム（COBRIS）で作成し、監督員の確認を受ける 監督員の確認もシステムで実施 ※完成書類には紙で添付 ※マニフェスト管理台帳と数値を整合																										
1-30	1-1-49 保険の付保及び事故の補償	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険加入の義務 2 補償 3 建設業退職金共済掛金収納書の提出 <p>請負者は、建設業退職金共済制度該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約的決度原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p>	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険加入の義務 2 法定外の労災保険の付保 3 補償 4 建設業退職金共済掛金収納書の提出 <p>請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</p> <p>（以降、省略）</p>	<p>愛知県標準仕様書改訂に準拠</p>																								
1-33	1-1-55 監理技術者	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、4,000万円（建築工事の場合は、6,000万円）以上の工事を下請施工させる場合には、主任技術者に代えて監理技術者又は特例監理技術者を置かなければならない。 <p>ただし、入札公告文により監理技術者を専任で配置するとされている工事においては、下請負の有無、金額にかかわらず入札時の配置予定技術者を監理技術者として配置しなければならない。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、4,500万円（建築工事の場合は、7,000万円）以上の工事を下請施工させる場合には、主任技術者に代えて監理技術者又は特例監理技術者を置かなければならない。 <p>ただし、入札公告文により監理技術者を専任で配置するとされている工事においては、下請負の有無、金額にかかわらず入札時の配置予定技術者を監理技術者として配置しなければならない。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>建設業法施行令において、監理技術者の配置について下請負代金に変更されたため</p>																								
1-33	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術者の専任性 <p>主任技術者又は監理技術者は、建設工事で工事 1 件の請負代金の額が、3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）</p> <p>2 省略</p>	<p>本文中、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術者の専任性 <p>主任技術者又は監理技術者は、建設工事で工事 1 件の請負代金の額が、4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）</p> <p>2 省略</p>	<p>建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負金額が変更されたため</p>																								

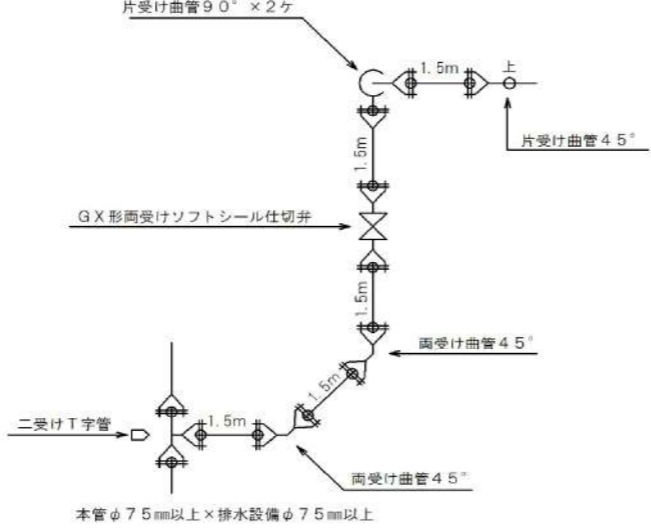
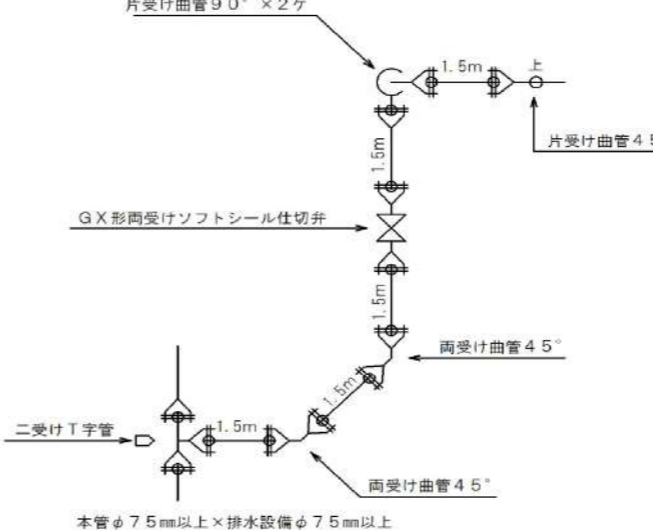
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																				
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																				
第1章 共通																																																																								
1-33~35	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、</p> <p>3 現場代理人の兼務 以下のいずれかの場合に現場代理人の複数の工事の兼務を認める。 (1) 豊田市内の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の建設工事（1件）の兼務であること ② 契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、当初契約金額が500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が500万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の建設工事については、設計変更などの行った結果、契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となった時点で、現場代理人の兼務は認めら</p> <p>(2) 豊田市発注の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額の総額が7,000万円（建築一式工事の場合は、1億4,000万円）未満かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満とする。 ② 契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、契約金額の総額が、設計変更などを行った果、7,000万円（建築一式工事の場合は1億4,000万円）以上となっても現場代理人の兼務を認める。</p> <p>4 現場代理人を兼務する場合の手続き</p> <p>現場代理人の兼務について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>◎兼務可</th> <th>○特例により兼務可</th> <th>×兼務不可</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">工事①</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">技術者の専任を要しない工事 (注1)</th> <th>技術者の専任を要する工事 (注2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現場責任者 (注3)</th> <th>現場代理人</th> <th>現場代理人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事②・③</td> <td>技術者の専任を要しない工事 (注1)</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注4)</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注5)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>技術者の専任を要する工事 (注2)</td> <td>○ (注5)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事 …… 契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事 …… 契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事。 注3 現場責任者を配置する工事 …… 当初契約金額500万円未満の工事で、現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。 注4 豊田市内の建設工事（県の工事等）においては、1件のみ兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。 注5 当初契約金額の総額が7,000万円（建築一式工事は1億4,000万円）未満の場合においては、3件まで兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。 ※主任技術者の専任を要する工事において、現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は現場責任者及び技術者を兼務することはできない。</p>			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可			工事①					技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)			現場責任者 (注3)	現場代理人	現場代理人	工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)	現場代理人	○ (注4)	○ (注5)	×		技術者の専任を要する工事 (注2)	○ (注5)	×	×	<p>本文中、</p> <p>3 現場代理人の兼務 以下のいずれかの場合に現場代理人の複数の工事の兼務を認める。 (1) 豊田市内の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の建設工事（1件）の兼務であること ② 契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、当初契約金額が500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が500万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の建設工事については、設計変更などの行った結果、契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった時点で、現場代理人の兼務は認めら</p> <p>(2) 豊田市発注の建設工事で、次のすべてに該当する工事 ① 当初契約金額の総額が8,000万円（建築一式工事の場合は、1億6,000万円）未満かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）未満とする。 ② 契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。 ③ 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。 ※ この場合、契約金額の総額が、設計変更などを行った果、8,000万円（建築一式工事の場合は1億6,000万円）以上となっても現場代理人の兼務を認める。</p> <p>4 現場代理人を兼務する場合の手続き</p> <p>現場代理人の兼務について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>◎兼務可</th> <th>○特例により兼務可</th> <th>×兼務不可</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">工事①</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">技術者の専任を要しない工事 (注1)</th> <th>技術者の専任を要する工事 (注2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現場責任者 (注3)</th> <th>現場代理人</th> <th>現場代理人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事②・③</td> <td>技術者の専任を要しない工事 (注1)</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注4)</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>○ (注4)</td> <td>○ (注5)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>技術者の専任を要する工事 (注2)</td> <td>○ (注5)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事 …… 契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事 …… 契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事。 注3 現場責任者を配置する工事 …… 当初契約金額500万円未満の工事で、現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。 注4 豊田市内の建設工事（県の工事等）においては、1件のみ兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。 注5 当初契約金額の総額が8,000万円（建築一式工事は1億6,000万円）未満の場合においては、3件まで兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。 ※主任技術者の専任を要する工事において、現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は現場責任者及び技術者を兼務することはできない。</p>			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可			工事①					技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)			現場責任者 (注3)	現場代理人	現場代理人	工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)	現場代理人	○ (注4)	○ (注5)	×		技術者の専任を要する工事 (注2)	○ (注5)	×	×	<p>建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため</p>
		◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可																																																																				
		工事①																																																																						
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																				
		現場責任者 (注3)	現場代理人	現場代理人																																																																				
工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)																																																																				
	現場代理人	○ (注4)	○ (注5)	×																																																																				
	技術者の専任を要する工事 (注2)	○ (注5)	×	×																																																																				
		◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可																																																																				
		工事①																																																																						
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																				
		現場責任者 (注3)	現場代理人	現場代理人																																																																				
工事②・③	技術者の専任を要しない工事 (注1)	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)																																																																				
	現場代理人	○ (注4)	○ (注5)	×																																																																				
	技術者の専任を要する工事 (注2)	○ (注5)	×	×																																																																				

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-35	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	本文中、 【参考】「現場代理人の常駐義務の緩和」の改正について 現場代理人の常駐義務の緩和について（土木一式工事：参考事例） (1) 農田内の建設工事（農田内排水と灌漑施設等の建設工事の兼務の場合） [表参照] 注1) 契約金額が、5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、5,000万円以上となった時点で現場代理人の兼務を認めない。 - 当初設計金額が5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、契約金額が5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認める。 (2) 農田外建設工事 [表参照] 注1) 契約金額が、5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認めない。 - 当初設計金額が5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、契約金額が5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認める。	本文中、 【参考】「現場代理人の常駐義務の緩和」の改正について 現場代理人の常駐義務の緩和について（土木一式工事：参考事例） (1) 農田内の建設工事（農田内排水と灌漑施設等の建設工事の兼務の場合） [表参照] 注1) 契約金額が、5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、5,000万円以上となった時点で現場代理人の兼務を認めない。 - 当初設計金額が5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、契約金額が5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認める。 (2) 農田外建設工事 [表参照] 注1) 契約金額が、5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認めない。 - 当初設計金額が5,000万円未満の建設工事が、設計変更などを行った結果、契約金額が5,000万円以上となっても現場代理人の兼務を認める。	建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため
1-36	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	本文中、 5 技術者の現場専任の特例 【近接するA工事でB工事の主任技術者の兼務の具体例】 単位：万円 [表参照] ※ 表中の数字は、上段：元請契約金額、(下段)：下請契約金額の総額を表す。 ※ 表中の△印は非専任の主任技術者を、○印は専任の主任技術者を、◎印は専任の監理技術者を示す。 注1) 非専任の主任技術者が、近接工事に配置されることにより請負額の合計が3,500万円以上になっても専任性は問われない。 注2) 監理技術者については、随意契約により締結されるものに限って、兼務ができる。	本文中、 5 技術者の現場専任の特例 【近接するA工事でB工事の主任技術者の兼務の具体例】 単位：万円 [表参照] ※ 表中の数字は、上段：元請契約金額、(下段)：下請契約金額の総額を表す。 ※ 表中の△印は非専任の主任技術者を、○印は専任の主任技術者を、◎印は専任の監理技術者を示す。 注1) 非専任の主任技術者が、近接工事に配置されることにより請負額の合計が4,000万円以上になっても専任性は問われない。 注2) 監理技術者については、随意契約により締結されるものに限って、兼務ができる。	建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため 建設業法施行令において、監理技術者の配置について下請負代金に変更されたため

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																								
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																								
第1章 共通																																																																																																												
1-38	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	<p>本文中、</p> <p>6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き</p> <p>専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">工事①</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">技術者の専任を要しない工事 (注1)</th> <th colspan="2">技術者の専任を要する工事 (注2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">工事 ①</th> <th>専任を要しない工事 (注1)</th> <td>○</td> <td>○(注3)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>専任を要する工事 (注2)</th> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">工事②</th> <th colspan="2">工事③</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">技術者の専任を要しない工事 (注1)</th> <th colspan="2">技術者の専任を要する工事 (注2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">主任技術者</th> <th colspan="2">主任技術者</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">監理技術者</th> <th colspan="2">監理技術者</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">工事 ②</th> <th>専任を要しない工事 (注1)</th> <td>○</td> <td>○(注3)</td> <td>○</td> <td>○(注3)</td> </tr> <tr> <th>専任を要する工事 (注2)</th> <td>×</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事…… 契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事…… 契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事。 注3 1 工事の対象となる1 物件に一体性若しくは連続性が認められる1 工事又は隣1 にあたり相互に用道を要する1 工事、かつ工事現場の相互の間隔が10 km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2 件程度の工事の主任技術者の兼務可。 注4 特別監理技術者が配置できる工事は、2 件まで兼務可。</p> <p>7～8 省略</p>			工事①						技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)				主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	工事 ①	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	×	専任を要する工事 (注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)			工事②		工事③				技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)				主任技術者		主任技術者				監理技術者		監理技術者		工事 ②	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	○(注3)	専任を要する工事 (注2)	×	○(注3)	○(注3)	○(注4)	<p>本文中、</p> <p>6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き</p> <p>専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">工事①</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">技術者の専任を要しない工事 (注1)</th> <th colspan="2">技術者の専任を要する工事 (注2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">工事 ①</th> <th>専任を要しない工事 (注1)</th> <td>○</td> <td>○(注3)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>専任を要する工事 (注2)</th> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">工事 ②</th> <th>専任を要しない工事 (注1)</th> <td>○</td> <td>○(注3)</td> <td>○</td> <td>○(注3)</td> </tr> <tr> <th>専任を要する工事 (注2)</th> <td>×</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注3)</td> <td>○(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事…… 契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事…… 契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事。 注3 工事の対象となる1 物件に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が10 km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2 件程度の工事の主任技術者の兼務可。 注4 特別監理技術者が配置できる工事は、2 件まで兼務可。</p> <p>7～8 省略</p>			工事①						技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)				主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	工事 ①	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	×	専任を要する工事 (注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	工事 ②	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	○(注3)	専任を要する工事 (注2)	×	○(注3)	○(注3)	○(注4)	建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため
		工事①																																																																																																										
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																																																								
		主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者																																																																																																							
工事 ①	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	×																																																																																																							
	専任を要する工事 (注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)																																																																																																							
		工事②		工事③																																																																																																								
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																																																								
		主任技術者		主任技術者																																																																																																								
		監理技術者		監理技術者																																																																																																								
工事 ②	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	○(注3)																																																																																																							
	専任を要する工事 (注2)	×	○(注3)	○(注3)	○(注4)																																																																																																							
		工事①																																																																																																										
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																																																								
		主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者																																																																																																							
工事 ①	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	×																																																																																																							
	専任を要する工事 (注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)																																																																																																							
工事 ②	専任を要しない工事 (注1)	○	○(注3)	○	○(注3)																																																																																																							
	専任を要する工事 (注2)	×	○(注3)	○(注3)	○(注4)																																																																																																							
1-42	第2節 再生資源等 1-2-3 建設発生土の処理	<p>本文中、</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 新設</p> <p>6～11 省略</p>	<p>本文中、</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 500m³以上の建設発生土の搬出入がある工事は、愛知県建設局の「建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領」に基づく受領書の交付や、再生資源利用促進計画の作成に係る建設発生土の搬出前の確認などの必要な手続きを適正に行い、監督員の確認を受けること。</p> <p>6～11 省略</p>	愛知県建設局の「建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領」の策定による 項数調整による																																																																																																								
1-51	第3節 建設業許可票等の掲示 1-3-1 建設業許可票	<p>本文中、</p> <p>1 3,500万以上の工事の主任技術者の場合</p> <p>2 3,500万未満の工事の主任技術者の場合</p> <p>3 監理技術者が必要となる工事の場合 表中「主任技術者」</p>	<p>本文中、</p> <p>1 4,000万以上の工事の主任技術者の場合</p> <p>2 4,000万未満の工事の主任技術者の場合</p> <p>3 監理技術者が必要となる工事の場合 表中「監理技術者」</p>	建設業法施行令の改正による 字句訂正																																																																																																								
1-52	1-3-2 その他標識	<p>図中、</p> <p>労災保険関係成立票</p> <table border="1"> <tr><td>事業主の住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>注文者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>事業主代理人の氏名</td><td></td></tr> </table>	事業主の住所氏名		注文者の氏名		事業主代理人の氏名		<p>図中、</p> <p>労災保険関係成立票</p> <table border="1"> <tr><td>事業主の住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>注文者の氏名</td><td>豊田市事業管理者</td></tr> <tr><td>事業主代理人の氏名</td><td></td></tr> </table>	事業主の住所氏名		注文者の氏名	豊田市事業管理者	事業主代理人の氏名		注文者の氏名を明記																																																																																												
事業主の住所氏名																																																																																																												
注文者の氏名																																																																																																												
事業主代理人の氏名																																																																																																												
事業主の住所氏名																																																																																																												
注文者の氏名	豊田市事業管理者																																																																																																											
事業主代理人の氏名																																																																																																												

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第3章 管布設工				
3-5	第1節 一般事項 3-1-9 設計・施工の留意点	本文中、 1～5 省略 6 異形管と継輪は直接接合しない。 7 G X形、N S形両受口ソフトシール仕切弁の受口に異形管の挿し口を接続しない。(維持管理、修繕を考慮した配管を心掛ける。)	本文中、 1～5 省略 6 <u>維持管理、修繕を考慮した配管を心掛け、異形管と継輪は直接接合しない。</u> 7 <u>維持管理、修繕を考慮した配管を心掛け、異形管と仕切弁は直接接合しない。(特にG X形、N S形両受口ソフトシール仕切弁の受口に異形管の挿し口を直接接合することは絶対にしてはならない。)</u>	配管時の注意事項の記載を追加
第4章 弁栓類、他				
4-1	第1節 一般事項 4-1-2 ポリエチレンスリーブ等被覆工	本文中、 1 省略 2 ダクティル鑄鉄管は、ポリエチレンスリーブを必ず被覆する。 3 省略	本文中、 1 省略 2 <u>ダクティル鑄鉄管及び仕切弁などの鉄部には</u> 、ポリエチレンスリーブを必ず被覆する。 3 省略	スリーブの施工箇所を明記
4-3	4-1-5 異形管及び弁栓部の施工	本文中、 1～3 省略 4 仕切弁は下から1段目のツバまで、消火栓・空気弁は補修弁下のフランジ短管の中心程度まで被覆するものとする。 5 既設管、仕切弁、分岐部等は、スリーブを切り開いて、シート状にして施工する。 6 仕切弁は、フタボルト・ナットまで被覆する。 7 消火栓、空気弁は、補修弁下のフランジまで被覆する。 8 分水栓については、管上部スリーブを切断して取付け、スリーブによりサドル部全体を被覆する 9 締付けボルトや分水栓の端部などにより、スリーブを破らないように十分なたるみを持たせて固定する。	本文中、 1～3 省略 4 <u>仕切弁は下から1段目のツバまで、消火栓・空気弁は補修弁下のフランジ短管の中心程度まで被覆するものとする。</u> 4 既設管、仕切弁、分岐部等は、スリーブを切り開いて、シート状にして施工する。 5 仕切弁は、フタボルト・ナットまで被覆する。 6 消火栓、空気弁は、補修弁下のフランジまで被覆する。 7 分水栓については、管上部スリーブを切断して取付け、スリーブによりサドル部全体を被覆する。 <u>(5、6、7は、H P P管に設置する場合も同じ)</u> 8 締付けボルトや分水栓の端部などにより、スリーブを破らないように十分なたるみを持たせて固定する。	スリーブの施工について記載を修正
4-6	第2節 仕切弁 4-2-3 施工一般	本文中、 1～10 省略 11 ソフトシール仕切弁には、仕切弁ブロックを使用する。 12 不断水仕切弁(ストッパー)を設置する場合は、できるだけ近い位置に仕切弁を取付け、仕切弁ブロックを使用する。 13～15 省略 16 φ400mmのレジコンブロックの仕様については、φ350mmを準用する。 17 省略	本文中、 1～10 省略 11 <u>ソフトシール</u> 仕切弁には、 <u>レジコン製の仕切弁ブロックを設置する。</u> 12 不断水仕切弁(ストッパー)を設置する場合は、できるだけ近い位置に仕切弁を取付ける。 <u>また、不断水仕切弁にも仕切弁ブロックを設置する。</u> 13～15 省略 16 φ400mmのレジコン <u>製仕切弁</u> ブロックの仕様については、φ350mmを準用する。 17 省略	字句訂正 字句訂正 字句訂正

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第4章 弁栓類、他				
4-18	第5節 排水設備 4-5-3 施工一般	<p>図中、 4 排水設備例を次頁以降に示す。</p> <p>【本管φ75mm以上にφ75mm以上の排水設備を設置する場合の例】</p> 	<p>図中、 4 排水設備例を次頁以降に示す。</p> <p>【本管φ75mm以上にφ75mm以上の排水設備を設置する場合の例】</p>  <p>※ 本管口径φ200mm以上は、排水T字管で分岐する。</p>	排水T字管の使用を明記
4-23	第9節 給水切替 4-9-1 施工一般	<p>本文中、 1～4 省略 5 給水切替は、水道メーター、または第1乙止水栓まで切替えることを原則とし、民地内の掘削に対する所有者の承諾が得られないなどの理由で水道メーター、または第1乙止水栓まで切替えることができない場合は、監督員と事前に切替方法について打合せ簿等により協議し、施工する。また、給水切替台帳に水道メーター、または第1乙止水栓まで切替できない理由を記載する。 接続する給水管が2層管であることを理由として、公道内接続を安易に行わないこと。(あくまで、民地内の掘削ができないなどの理由が必要である。)</p> <p>6 省略 7 特に、水道メーター、または第1乙止水栓の設置位置は、官民境界から民地側1.0～1.5mの所へ設置することを原則とする</p> <p>8～15 省略</p>	<p>本文中、 1～4 省略 5 給水切替は、水道メーター、または第1乙止水栓(既設がある場合)まで切替えることを原則とし、民地内の掘削に対する所有者の承諾が得られないなどの理由で水道メーター、または第1乙止水栓まで切替えることができない場合は、監督員と事前に切替方法について打合せ簿等により協議し、施工する。また、給水切替台帳に水道メーター、または第1乙止水栓まで切替できない理由を記載する。 接続する給水管が2層管であることは、公道内接続の最低限の条件であるが、公道内接続の理由とはならない。公道内接続により、後に所有者に不利益(漏水など)が生じても、上下水道局との間で紛争が生じないよう責任の所在を明確にする必要がある。よって、公道内接続は、所有者側の理由(民地内の掘削を認めない)の場合にのみ行うことができる。</p> <p>6 省略 7 特に、水道メーター、または第1乙止水栓の設置位置は、官民境界から民地側1.0～1.5mの所へ設置することを原則とする。このとき、メーター位置を既設位置より公道側に変更する場合は、所有者に事後の維持管理(修繕対応)において、対応の変更が生ずることを説明し、承諾を得ること。承諾が得られない場合は、既設メーター位置までの切替を原則とし、第1乙止水栓を新たに設置して、そこまでの切替とすときは、事前に打合せ簿で監督員の承諾を得たうえで施工すること。</p> <p>8～15 省略</p>	給水管の公道内接続に関する記載を追加 メーター設置位置に関する記載を追加

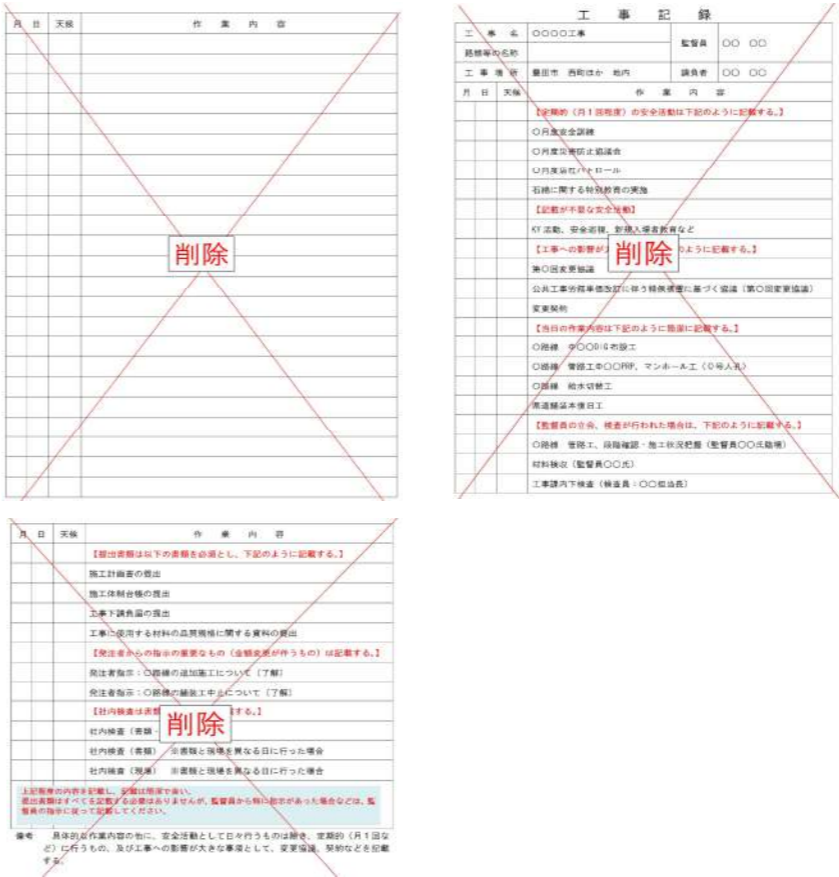
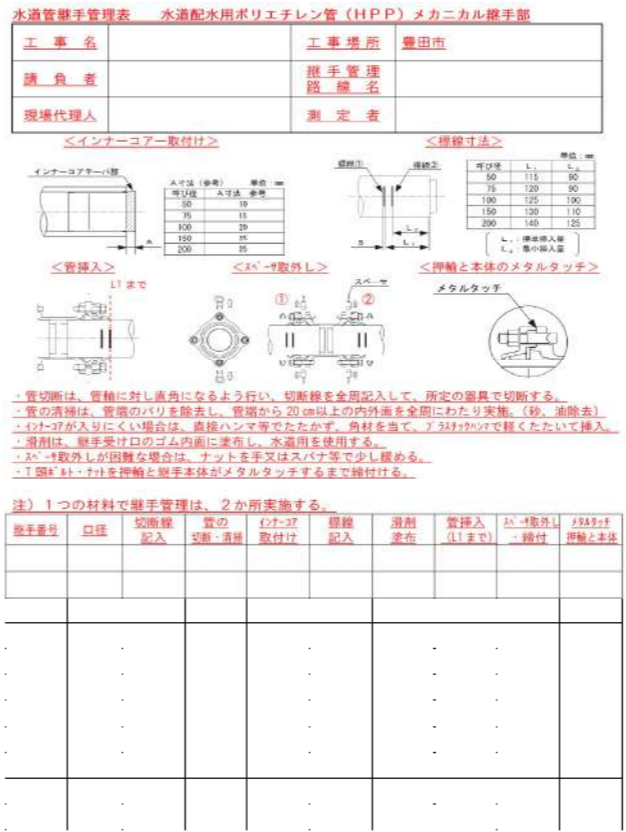
令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等											
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため											
第5章 一体化長さ（離脱防止延長）															
5-32	第3節 ダクタイル鋳鉄K形管 5-3-5 管端部及び仕切弁部 (K形管)	本文中、 ・ 省略 ・ 省略 ・ 省略 ・ 仕切弁の離脱防止延長内で既設管を切断して切替工事を行う場合は、仕切弁手前に防護コンクリートを施すか、特殊押輪を施工すること。	本文中、 ・ 省略 ・ 省略 ・ 省略 ・ 仕切弁の離脱防止延長内で既設管を切断して切替工事を行う場合は、 <u>試掘により既設管状況を必ず確認し</u> 、仕切弁手前に防護コンクリート、 <u>または特殊押輪の施工など必要な措置をとること。</u>	仕切弁付近での既設管切断時における離脱防止措置について記載を修正											
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）															
9-5	第1節 出来形図及び竣工図等 9-1-17 給水台帳	本文中、 1～4 省略 5 ①～⑤省略 ⑥ 本管から官民境界までの距離 ⑦～⑩省略	本文中、 1～4 省略 5 ①～⑤省略 ⑥ 本管から官民境界までの距離 <u>※平面延長で記載する。</u> ⑦～⑩省略	延長の記載方法を明記											
9-6	第2節 施工計画書 9-2-2 記載項目	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし、表紙部には9-2-4に示す「施工計画書作成例」に準じて施工計画書タイトル、工事名等の契約書記載事項、請負業者名、目次を記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が3,500万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は、下記の（2）、（4）、（5）、（6）、（10）、（11）とする。	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし、表紙部には9-2-4に示す「施工計画書作成例」に準じて施工計画書タイトル、工事名等の契約書記載事項、請負業者名、目次を記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が <u>4,000</u> 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は、下記の（2）、（4）、（5）、（6）、（10）、（11）とする。	建設業法施行令において、技術者等の専任が必要となる請負代金額が変更されたため											
9-30	第3節 工事下請負届及び 施工体制台帳 9-3-2 記載項目	本文中、 1 工事下請負届	本文中、 1 工事下請負届 <u>※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要</u>	契約約款の改正により工事下請負届の提出が不要となったため記載を修正											
9-31	9-3-3 添付書類及び提出書類	本文中、 1 工事下請負届 工事下請負届には、別紙下請負一覧のみを添付し、建設業の許可証の写し、各種資格者証の写しの添付は不要とする。 2 施工体制台帳 3 施工体制台帳には、以下の書類を添付し、現場に備え付ける必要があるが、監督員に提出する際は、添付書類（施工体系図は除く）は不要とする。 ただし、監督員及び検査員から添付書類の提示を求められた場合には、速やかに応じなければならない。 ①～⑥ 省略 ⑦ 施工体系図 ⑧ 作業員名簿	本文中、 1 工事下請負届 <u>※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要</u> 工事下請負届には、別紙下請負一覧のみを添付し、建設業の許可証の写し、各種資格者証の写しの添付は不要とする。 2 施工体制台帳 3 施工体制台帳には、以下の書類を添付し、現場に備え付ける必要があるが、監督員に提出する際は、添付書類（施工体系図、 <u>作業員名簿</u> は除く）は不要とする。 ただし、監督員及び検査員から添付書類の提示を求められた場合には、速やかに応じなければならない。 ①～⑥ 省略 ⑦ 施工体系図 <u>※提出必須</u> ⑧ 作業員名簿 <u>※提出必須</u>	契約約款の改正により工事下請負届の提出が不要となったため記載を修正 作業員名簿の提出が必須であるため記載を修正											
9-31	9-3-4 監督員への提出時期	本文中、 1 工事下請負届	本文中、 1 工事下請負届 <u>※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要</u>	契約約款の改正により工事下請負届の提出が不要となったため記載を修正											
9-35～36	第4節 写真管理 9-4-5 工事写真管理	表中、 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>6 弁栓類</td></tr> <tr><td>(配管詳細の流れに沿って整理)</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>7 排水設備</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>(2) 給水切替</td></tr> </table>	6 弁栓類	(配管詳細の流れに沿って整理)	7 排水設備	(2) 給水切替	表中、 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>6 弁栓類</td></tr> <tr><td>(配管詳細の流れに沿って整理)</td></tr> <tr><td><u>※全箇所</u></td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>7 排水設備</td></tr> <tr><td><u>※全箇所</u></td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>(2) 給水切替</td></tr> <tr><td><u>※全箇所</u></td></tr> </table>	6 弁栓類	(配管詳細の流れに沿って整理)	<u>※全箇所</u>	7 排水設備	<u>※全箇所</u>	(2) 給水切替	<u>※全箇所</u>	撮影頻度を明記
6 弁栓類															
(配管詳細の流れに沿って整理)															
7 排水設備															
(2) 給水切替															
6 弁栓類															
(配管詳細の流れに沿って整理)															
<u>※全箇所</u>															
7 排水設備															
<u>※全箇所</u>															
(2) 給水切替															
<u>※全箇所</u>															

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9-41	第5節 工程管理 9-5-3 作成要領（工事記録）	本文中、 1 当日の作業内容を記載する 2 監督員の指示事項及び指示事項に対する措置結果を明確にする。 3 作業内容には、打合せ、指示、立会い（監督員及び関係者との立会い、段階確認や地元調整等）、書類提出日（施工計画書、施工体制台帳、使用材料、下請負届等）、設計変更協議、変更契約日、安全教育（安全訓練）、災害防止協議会、工事完了日、社内検査日等を記入する。 2 新設	本文中、 <u>※令和5年4月1日以降契約の工事からは提示</u> 1 当日の作業内容を日報等の型式で記録する。（様式は任意） 2 監督員の指示事項及び指示事項に対する措置結果を明確にする。 3 作業内容には、打合せ、指示、立会い（監督員及び関係者との立会い、段階確認や地元調整等）、書類提出日（施工計画書、施工体制台帳、使用材料、下請負届等）、設計変更協議、変更契約日、安全教育（安全訓練）、災害防止協議会、工事完了日、社内検査日等を記入する。 2 <u>週休2日制工事の場合は、週休日等の確認資料としてカレンダー形式の工事記録を作成する。カレンダー形式の工事記録の記載要領は、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」を参照する。</u>	愛知県土木工事現場必携の改訂を反映 ※週休2日制工事の場合はカレンダー形式の工事記録のみを作成すればよい																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-42～43	第5節 工程管理 9-5-3 作成要領（工事記録）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">工 事 記 録</th> </tr> <tr> <th>工 事 名</th> <td>〇〇〇〇工事</td> <th>監督員</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>路線等の名称</th> <td></td> <th>請負者</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>工 事 場 所</th> <td>豊田市 西町ほか 地内</td> <th>請負者</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>月 日</th> <th>天候</th> <th colspan="2">作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度安全訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度災害防止協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度店社パトロール</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">石碓に関する特別教育の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【記載が不要な安全活動】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">KY活動、安全巡視、新規入場者教育など</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">第〇回変更協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">変更契約</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 中〇〇D16布設工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 給水切替工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">県道舗装本復旧工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">材料検収（監督員〇〇氏）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>天候</th> <th colspan="2">作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">施工計画書の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">施工体制台帳の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事下請負届の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">発注者指示：○路線の追加施工について（了解）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">発注者指示：○路線の舗装工中止について（了解）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【社内検査は書類及び現場とも記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（書類・現場）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記程度の内容を記載し、記載は簡潔で良い。 提出書類はすべてを記載する必要はありませんが、監督員から特に指示があった場合などは、監督員の指示に従って記載してください。</p> <p>備考 具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的（月1回など）に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更協議、契約などを記載する。</p>	工 事 記 録				工 事 名	〇〇〇〇工事	監督員	〇〇 〇〇	路線等の名称		請負者	〇〇 〇〇	工 事 場 所	豊田市 西町ほか 地内	請負者	〇〇 〇〇	月 日	天候	作 業 内 容				【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】				○月度安全訓練				○月度災害防止協議会				○月度店社パトロール				石碓に関する特別教育の実施				【記載が不要な安全活動】				KY活動、安全巡視、新規入場者教育など				【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】				第〇回変更協議				公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）				変更契約				【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】				○路線 中〇〇D16布設工				○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）				○路線 給水切替工				県道舗装本復旧工				【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】				○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）				材料検収（監督員〇〇氏）				工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）		月 日	天候	作 業 内 容				【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】				施工計画書の提出				施工体制台帳の提出				工事下請負届の提出				工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出				【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】				発注者指示：○路線の追加施工について（了解）				発注者指示：○路線の舗装工中止について（了解）				【社内検査は書類及び現場とも記載する。】				社内検査（書類・現場）				社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合				社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">工 事 記 録</th> </tr> <tr> <th>工 事 名</th> <td>〇〇〇〇工事</td> <th>監督員</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>路線等の名称</th> <td></td> <th>請負者</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>工 事 場 所</th> <td>豊田市 西町ほか 地内</td> <th>請負者</th> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <th>月 日</th> <th>天候</th> <th colspan="2">作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度安全訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度災害防止協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○月度店社パトロール</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">石碓に関する特別教育の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【記載が不要な安全活動】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">KY活動、安全巡視、新規入場者教育など</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">第〇回変更協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">変更契約</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 中〇〇D16布設工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 給水切替工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">県道舗装本復旧工</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">材料検収（監督員〇〇氏）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>天候</th> <th colspan="2">作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">施工計画書の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">施工体制台帳の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事下請負届の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">発注者指示：○路線 について（了解）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">発注者指示：○路線 について（了解）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">【社内検査は書類及び現場とも記載する。】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（書類・現場）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記程度の内容を記載し、記載は簡潔で良い。 提出書類はすべてを記載する必要はありませんが、監督員から特に指示があった場合などは、監督員の指示に従って記載してください。</p> <p>備考 具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的（月1回など）に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更協議、契約などを記載する。</p>	工 事 記 録				工 事 名	〇〇〇〇工事	監督員	〇〇 〇〇	路線等の名称		請負者	〇〇 〇〇	工 事 場 所	豊田市 西町ほか 地内	請負者	〇〇 〇〇	月 日	天候	作 業 内 容				【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】				○月度安全訓練				○月度災害防止協議会				○月度店社パトロール				石碓に関する特別教育の実施				【記載が不要な安全活動】				KY活動、安全巡視、新規入場者教育など				【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】				第〇回変更協議				公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）				変更契約				【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】				○路線 中〇〇D16布設工				○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）				○路線 給水切替工				県道舗装本復旧工				【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】				○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）				材料検収（監督員〇〇氏）				工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）		月 日	天候	作 業 内 容				【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】				施工計画書の提出				施工体制台帳の提出				工事下請負届の提出				工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出				【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】				発注者指示：○路線 について（了解）				発注者指示：○路線 について（了解）				【社内検査は書類及び現場とも記載する。】				社内検査（書類・現場）				社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合				社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合		工事記録の取扱い変更による記載例の削除
工 事 記 録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工 事 名	〇〇〇〇工事	監督員	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
路線等の名称		請負者	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
工 事 場 所	豊田市 西町ほか 地内	請負者	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
月 日	天候	作 業 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度安全訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度災害防止協議会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度店社パトロール																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		石碓に関する特別教育の実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【記載が不要な安全活動】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		KY活動、安全巡視、新規入場者教育など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		第〇回変更協議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		変更契約																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 中〇〇D16布設工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 給水切替工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		県道舗装本復旧工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		材料検収（監督員〇〇氏）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月 日	天候	作 業 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		施工計画書の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		施工体制台帳の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事下請負届の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		発注者指示：○路線の追加施工について（了解）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		発注者指示：○路線の舗装工中止について（了解）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【社内検査は書類及び現場とも記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（書類・現場）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
工 事 記 録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工 事 名	〇〇〇〇工事	監督員	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
路線等の名称		請負者	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
工 事 場 所	豊田市 西町ほか 地内	請負者	〇〇 〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
月 日	天候	作 業 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【定期的（月1回程度）の安全活動は下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度安全訓練																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度災害防止協議会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○月度店社パトロール																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		石碓に関する特別教育の実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【記載が不要な安全活動】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		KY活動、安全巡視、新規入場者教育など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【工事への影響が大きい事項を下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		第〇回変更協議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		公共工事労働単価改訂に伴う特別措置に基づく協議（第〇回変更協議）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		変更契約																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【当日の作業内容は下記のように簡潔に記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 中〇〇D16布設工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 管路工中〇〇PRP、マンホール工（0号人孔）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 給水切替工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		県道舗装本復旧工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【監督員の立会、検査が行われた場合は、下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		○路線 管路工、段階確認・施工状況把握（監督員〇〇氏臨場）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		材料検収（監督員〇〇氏）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事課内下検査（検査員：〇〇担当長）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月 日	天候	作 業 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【提出書類は以下の書類を必須とし、下記のように記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		施工計画書の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		施工体制台帳の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事下請負届の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		工事に使用する材料の品質規格に関する資料の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【発注者からの指示の重要なもの（金額変更が伴うもの）は記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		発注者指示：○路線 について（了解）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		発注者指示：○路線 について（了解）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		【社内検査は書類及び現場とも記載する。】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（書類・現場）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（書類） ※書類と現場を異なる日に行った場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		社内検査（現場） ※書類と現場を異なる日に行った場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

令和5年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																																																																																				
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																																																																																				
第10章 様式、資料																																																																																																																																																																																																								
10-18	工事下請負届	<p style="text-align: center;">工事下請負届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊田事業管理者様</p> <p>契約者 住所 商号又は 名称 代表者名</p> <p>建設業大臣 許可()第 号 許可番号 知事</p> <p>(以下は、監理技術者の配置が必要な場合にのみ記入) 監理技術者名 資格者証文付番号 第 号 指定建設業の種類 (土木・建築・管 構築造物 舗装 造園 電気)</p> <p>下記のとおり工事の下請負を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名(路線名を含む。) _____</p> <p>2 工事場所 _____</p> <p>3 契約金額(税込) 金 _____ 円</p> <p>4 下請負者等 別紙下請負一覧のとおり</p> <p>5 下請負契約の見込額の合計等(税込)</p> <p>(1) 下請負契約の見込額の合計 金 _____ 円</p> <p>(2) (1)のうち下請負の内容に建設工事を含む下請負契約(調査の実施、誘導員の配置等建設業許可に関係のない下請負に係るものを除く。)に係る見込額の合計 金 _____ 円</p> <p>注意 5(2)の金額が4,000万円(建築一式工事に係るものである場合は、6,000万円)以上の場合は、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要です。</p>	<p style="text-align: center;">令和5年4月1日の契約約款改正により、同日以降契約の工事からは提出不要</p> <p style="text-align: center;">工事下請負届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊田事業管理者様</p> <p>契約者 住所 商号又は 名称 代表者名</p> <p>建設業大臣 許可()第 号 許可番号 知事</p> <p>(以下は、監理技術者の配置が必要な場合にのみ記入) 監理技術者名 資格者証文付番号 第 号 指定建設業の種類 (土木・建築 管 構築造物 舗装 造園 電気)</p> <p>下記のとおり工事の下請負を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名(路線名を含む。) _____</p> <p>2 工事場所 _____</p> <p>3 契約金額(税込) 金 _____ 円</p> <p>4 下請負者等 別紙下請負一覧のとおり</p> <p>5 下請負契約の見込額の合計等(税込)</p> <p>(1) 下請負契約の見込額の合計 金 _____ 円</p> <p>(2) (1)のうち下請負の内容に建設工事を含む下請負契約(調査の実施、誘導員の配置等建設業許可に関係のない下請負に係るものを除く。)に係る見込額の合計 金 _____ 円</p> <p>注意 5(2)の金額が4,500万円(建築一式工事に係るものである場合は、7,000万円)以上の場合は、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要です。</p>	契約約款の改正により工事下請負届の提出が不要となったため注意書きを明記																																																																																																																																																																																																				
10-53	工事記録	<p style="text-align: center;">工事記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工事名</th> <th style="width: 55%;">監督員</th> <th style="width: 15%;">請負者</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th>路線等の名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>月日</th> <th>天候</th> <th>作業内容</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更協議、契約などを記載する。</p>	工事名	監督員	請負者		路線等の名称				工事場所				月日	天候	作業内容																																																																														<p style="text-align: center;">工事記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工事名</th> <th style="width: 55%;">監督員</th> <th style="width: 15%;">請負者</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th>路線等の名称</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>月日</th> <th>天候</th> <th>作業内容</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">令和5年4月1日以降契約の工事からは提出から提示に変更この様式は、参考様式とする。(当日の作業内容が日報等で提示され確認できれば良い。)</p> <p>備考 具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更協議、契約などを記載する。</p>	工事名	監督員	請負者		路線等の名称				工事場所				月日	天候	作業内容																																																																																										愛知県土木工事現場必携の改訂をにより工事記録の様式が任意となったため参考様式とする旨を記載
工事名	監督員	請負者																																																																																																																																																																																																						
路線等の名称																																																																																																																																																																																																								
工事場所																																																																																																																																																																																																								
月日	天候	作業内容																																																																																																																																																																																																						
工事名	監督員	請負者																																																																																																																																																																																																						
路線等の名称																																																																																																																																																																																																								
工事場所																																																																																																																																																																																																								
月日	天候	作業内容																																																																																																																																																																																																						

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-54~56	工事記録	削除	 <p>愛知県土木工事現場必携の改訂をにより工事記録の様式が任意となったため記載例を削除</p>	
10-100	水道管継手管理表 水道配水用ポリエチレン管 (HPP) メカニカル継手部	新設	 <p>継手管理表を追加 水道配水用ポリエチレン管 (HPP) メカニカル継手部</p>	

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																													
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																													
第10章	様式、資料																																																																																																																																
10-101	水道管継手管理表 変換ソケット (HPP×PEP) 継手部	新設	<p>水道管継手管理表 変換ソケット (HPP×PEP) 継手部</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>工事場所</td> <td>豊田市</td> </tr> <tr> <td>請負者</td> <td>継手管理 路線名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>測定者</td> <td></td> </tr> </table> <p><部品の確認></p> <p><インコア打ち込み></p> <table border="1"> <tr> <td>呼び径</td> <td>標準軸付トルク</td> </tr> <tr> <td>30~40</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1.50</td> </tr> </table> <p>単位：N・m</p> <p>注) 1つの材料で継手管理は、2か所実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>継手番号</th> <th>部材確認</th> <th>管端面 (切断面)</th> <th>管清掃</th> <th>インコア 取り出し</th> <th>変換ソケット 挿入</th> <th>インコア 挿入</th> <th>継手 接続・締付</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工事名	工事場所	豊田市	請負者	継手管理 路線名		現場代理人	測定者		呼び径	標準軸付トルク	30~40	1.20	50	1.50	口径	継手番号	部材確認	管端面 (切断面)	管清掃	インコア 取り出し	変換ソケット 挿入	インコア 挿入	継手 接続・締付	備考																																																																																																					継手管理表を追加 変換ソケット (HPP×PEP) 継手部
工事名	工事場所	豊田市																																																																																																																															
請負者	継手管理 路線名																																																																																																																																
現場代理人	測定者																																																																																																																																
呼び径	標準軸付トルク																																																																																																																																
30~40	1.20																																																																																																																																
50	1.50																																																																																																																																
口径	継手番号	部材確認	管端面 (切断面)	管清掃	インコア 取り出し	変換ソケット 挿入	インコア 挿入	継手 接続・締付	備考																																																																																																																								
10-102	水道管継手管理表 ポリエチレン管 ワンタッチ継手部	新設	<p>水道管継手管理表 ポリエチレン管ワンタッチ継手部</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>工事場所</td> <td>豊田市</td> </tr> <tr> <td>請負者</td> <td>継手管理 路線名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>測定者</td> <td></td> </tr> </table> <p>・工種の欄は、本管、止水設備、給水、配管などを記載する。 ・管端面は、できる限り直角となっているか、問題なければ○とし、問題があれば再切断する。 ・接続位置は、メーカーごとに異なるが、継手の目安線を用いて全周記入する。 ・インコアの有無は、メーカーにより異なるが、有る場合に管理し、無い場合は「一」と記入する。 ・滑りは、インコア挿入により不要となる場合があるので、その場合は「一」と記入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>継手番号</th> <th>口径</th> <th>管端面 (切断面)</th> <th>管端 直線・滑り</th> <th>接続 記入</th> <th>インコア 挿入</th> <th>滑り 塗布</th> <th>挿入 (確認)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	工事名	工事場所	豊田市	請負者	継手管理 路線名		現場代理人	測定者		工種	継手番号	口径	管端面 (切断面)	管端 直線・滑り	接続 記入	インコア 挿入	滑り 塗布	挿入 (確認)	備考																																																																																																					継手管理表を追加 ポリエチレン管ワンタッチ継手部						
工事名	工事場所	豊田市																																																																																																																															
請負者	継手管理 路線名																																																																																																																																
現場代理人	測定者																																																																																																																																
工種	継手番号	口径	管端面 (切断面)	管端 直線・滑り	接続 記入	インコア 挿入	滑り 塗布	挿入 (確認)	備考																																																																																																																								